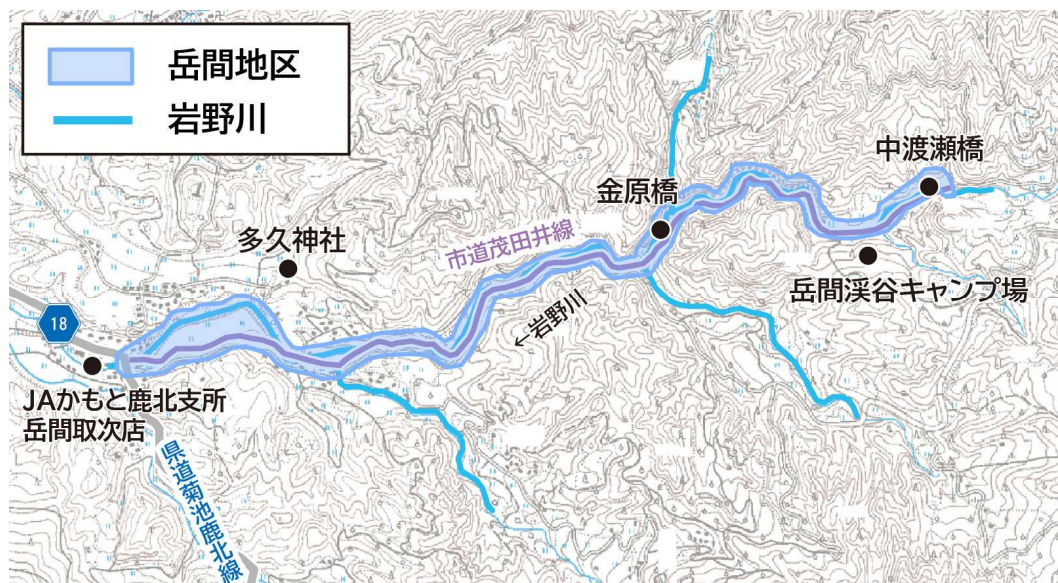


5 岳間地区

1) 範囲

岩野川を中心に、岳間溪谷上流の中渡瀬橋より県道菊池鹿北線との交差点部を東西の区間とし、北を岩野川右岸から20m、南を市道茂田井線の道路境界から20mを範囲とします。

ただし、敷地が範囲内外にわたる場合はその敷地全体を範囲とみなします。



2) 届出対象行為

以下の行為については、届出を必要とします。

■建築物

種類	規模	行為
建築物	延べ面積が10㎡超	新築、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物

種類	規模	行為
工作物	柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	新設、増築、改築若しくは移転、 外観を変更することとなる修繕 若しくは模様替又は色彩の変更
	記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの	
	煙突	
	高架水槽	
	鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱(次欄に掲げるものに供される柱を除く。)	
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物	
	観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設	
	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設	
	石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵又は加工する施設	
	自動車等の収納の用途に供する立体的な施設	
	汚物処理施設、ごみ処理施設その他の処理施設	
	太陽光発電施設(土地に自立して設置するもの)※	
	自動販売機	設置

※建築物の屋上・屋根等に設置する太陽光発電施設については建築設備に当たるため、「建築物の一部」としての扱いとなります。このため、「工作物」としての届出は不要ですが、太陽光発電施設を含む建築物の延べ面積が10㎡を超える太陽光発電施設を設置する場合は、「建築物」としての届出が必要です。ただし、住宅の屋根等に設置する太陽光発電施設は届出不要です。

※太陽光発電施設に関する届出が必要な規模の考え方については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

景観形成誘導地区：岳間地区

■土地

種類	規模	行為
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件	高さが 1.5m 超	堆積

3) 良好な景観の形成に関する方針(景観誘導方針)

より良い景観形成のため、協力を求める部分や考え方を以下のように設定します。

■建築物

種類			景観誘導方針
建築物	位置・配置		・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
	外観	意匠	・ 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・ 屋根は勾配屋根とする。
		規模	・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	・ 屋根は瓦葺きとする。 ・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。
	敷地の緑化		・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。

■工作物

種類			景観誘導方針
工作物	位置・配置		・ できる限り道路から離れた位置に建て、通りに面してゆとりのある配置とする。
	外観	意匠	・ 一般的な木造家屋とするものとし、突出した大きさを感じさせるものとしめない。(周囲の家屋群になじむ大きさとする) ・ 屋根は勾配屋根とする。
		規模	・ 建築物は木造2階建て以下とする。(ただし、公益的施設を除く)
		色彩	・ 鮮やかな色彩の使用を避ける。
		材料	・ 屋根は瓦葺きとする。 ・ 外観を構成する素材に木材・竹材・漆喰などを活用し、トタンやスレート、プラスチック系の現代的な建材は極力その使用を避ける。
	敷地の緑化		・ 建築物等が緑豊かな自然景観に溶け込むように配慮する。
	柵及び塀		・ 柵及び塀は自然景観に調和した生垣や板塀等とする。 また、できる限り周辺で産出する材料を使用する。
	電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物		・ 電線数はできる限りまとめて少なくなるように努める。 ・ 電線の横断はできる限り少なくなるように努める。
自動販売機	外観	位置	・ 乱雑にならないように配置する。
		色彩	・ 自然景観との調和を図る。

景観形成誘導地区：岳間地区

■土地

種類	景観誘導方針
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	屋外における長期の堆積を行わないように努める。

■岳間地区独自の方針

種類	景観誘導方針
独自の景観形成	- 護岸等の工事の際には自然石を用い自然豊かな景観に溶け込むように配慮する。 - 岳間溪谷への沿道では不法投棄を誘うような物陰となる空間を作らない。
広告物	- 広告物の意匠には鮮やかな色の使用を避け、支柱及び広告の側面は茶系に塗ることとする。 - 広告物の地色は濃い茶系とし、文字を白抜きするスタイルをベースとする。 - 広告物は極力面積を抑え、自然景観を阻害しないように配慮する。 - 広告物を道路の分岐点に掲出する場合は道標程度とする。 - 掲出した広告物はその維持管理に努める。



景観形成誘導地区：岳間地区

4) 景観形成基準

良好な景観を維持・保全するため、以下のような基準とします。

■建築物

種類			景観形成基準					
建築物	外観	規模	・ 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)					
		色彩※	・ マンセル値で示した次の表を基本とする。					
			場所			色相	明度	
			屋根及び庇			N	1.0～6.5	
			外壁			N	2.0～9.5	
			建具			N	1.0～3.0	
			・ 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。					
			場所			色相	明度	彩度
			屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下		
		Y系		9.0以下	4.0以下			
GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下	2.0以下						
建具	R・YR系	9.0以下		6.0以下				
Y系	9.0以下	4.0以下						
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。								
敷地の緑化		・ 敷地内は積極的に緑化する。						
自動販売機	外観	位置	・ 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。					
		色彩	・ 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。					

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■工作物

種類			景観形成基準				
工作物	外観	規模	・ 建築物の最高高さは13m以下とする。(ただし公益的施設を除く)				
		色彩※	・ マンセル値で示した次の表を基本とする。				
			場所		色相	明度	
			屋根及び庇		N	1.0～6.5	
			外壁		N	2.0～9.5	
			建具		N	1.0～3.0	
			・ 有彩色を使用する場合は、次の表に示すマンセル値の範囲とする。				
			場所		色相	明度	彩度
			屋根及び庇、 外壁、 他の部位	R・YR系	9.0以下	6.0以下	
				Y系	9.0以下	4.0以下	
GY・G・BG・B・ PB・P・RP系	9.0以下			2.0以下			
建具	R・YR系	9.0以下	6.0以下				
	Y系	9.0以下	4.0以下				
※ただし、着色していない木材やガラス等の素材色は除く。							
敷地の緑化		・ 敷地内は積極的に緑化する。					
自動販売機	外観	位置	・ 複数になる場合は乱雑にならないように配置する。				
		色彩	・ 側面を木目調のシールや塗装などして目立たないように工夫する。				
太陽光 発電施設	位置・配置		・ 本市の自治体の主要な眺望点などから望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないように配慮する。 (周辺の主要な道路・公園又は家等に隣接した場所においては、)敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。				
	外観		・ 設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。				
	意匠・色彩・材料		・ 太陽光発電施設については、高さを抑え、周辺から人工物が突出することを避ける。				
敷地の緑化		・ 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。					
敷地の緑化		・ 太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。					
敷地の緑化		・ 太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。					
敷地の緑化		・ 敷地内は極力緑化に努める。					
敷地の緑化		・ 公共空間・施設から望見できる場所に設置する場合は、植栽などによる修景を施すよう努めるものとする。					
敷地の緑化		・ 既存の樹木がある場合には、修景に生かすように配慮する。					
敷地の緑化		・ 太陽光発電施設については、稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。					

※色彩のマンセル値については、参考資料にて許容範囲図を掲載していますので、適宜ご参考ください。

■土地

種類	景観形成基準
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他物件	30日以上での堆積は行わない。30日以上堆積する場合については茶色、緑色等の落ち着いた色彩の囲いで覆う。